令和８年度香川県消費生活審議会 議事概要

日　　時　令和８年７月２７日（月）１３:３０～１５:３０
場　　所　香川県社会福祉総合センター７階　特別会議室
出席委員　肥塚会長、片山委員、木村委員、境委員、高岡委員、長町委員、十河委員、桑原委員、篠田委員、長井委員、森岡委員、一色委員、岩井委員、島村委員、谷本委員
議　　題　（１）令和７年度消費者行政の実施状況及び令和８年度消費者行政の概要
（２）令和７年度消費生活相談の状況
（３）香川県消費者教育推進計画に基づく消費者教育推進のための施策の展開状況
（４）その他
資　　料　（資料１）　香川県の消費者行政の実施状況及び概要
（資料２）　令和７年度消費生活相談の状況
（資料３）　香川県消費者教育推進計画に基づく消費者教育推進のための施策の展開状況
（資料４）　次期香川県消費者教育推進計画について
（参考資料）香川県消費者教育推進計画

公開・非公開の決定

本日の審議会は公開されることが決定された。

議題（１）

資料１に基づき事務局から説明

会長）

先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

こういった取組みに参加しているのは意識の高い方だと思う。むしろ、こういった取組みに参加していない方に問題があるのかなと私は思うが、どうでしょう。

委員）

「全国消費生活情報ネットワークシステム」（PIO-NET）に入力されている相談情報入力件数は5,059件とのことだが、１つの案件につき１件とカウントしているのか。

事務局）

１件の相談につき、１件の相談情報として入力している。

委員）

令和７年度から実施されている新聞広告について、対象を確認したい。これらは、詐欺の被害に遭う可能性のある人に向けた広告なのか、それとも、近年、高校生等の関与が増えている「闇バイト」への加担を未然に防ぐことを目的とした広告なのか、伺いたい。後者の取組みが不足している場合、出前講座等の意識啓発を行っていくことで、未然に防げるのではないかと思う。

事務局）

令和７年度に実施した新聞広告の対象については、騙される側に対する広告であった。闇バイ

トについては、今年度から、課内で対策をとる必要があるのではないかという議論が出ている。その一環として、６月に試行的に高松商業高校で出前講座を実施した。今後は、騙される側への啓発活動に加え、騙す側に加担することを防止するため、特に若年者向けの出前講座等の取組みを実施していきたいと考えている。

委員）
２点質問したい。20 代の相談・苦情件数が増加している理由について、県で把握していることがあれば伺いたい。２点目は、警察と連携して実施している取組みの詳細について伺いたい。

事務局）
１点目については、近年、「副業」が社会的に広く認知されるようになり、副業をめぐって若者が被害に遭うケースが増加している。そのことが、20 代の相談・苦情件数の増加につながっている。２点目については、県では、出前講座、リレー講座、くらしのセミナー等を実施している。テーマによっては、警察職員に講師になっていただき、講座やセミナーを実施している。

委員）
闇バイトに係る若年層の被害が増加していることに加え、交通マナーの向上についても、16 歳以上には青切符が交付されることになったが、まだまだ意識が低い。県や警察がばらばらにするのではなく、８年度中には、教育委員会が中心となって、県下すべての高校で出前講座を実施していただきたい。

事務局）
闇バイトについて、学校で出前講座等を実施するためには、教育委員会との連携が必要不可欠である。教育委員会事務局と連携し、校長会等の機会をとらえて、出前講座をしませんかといった働きかけをしてまいりたい。県下全校でというのは、今年度中には難しいが、目標としては掲げ、努力していく。

会長）
警察との連携はいかがか。

事務局）
今後、警察の動き等も確認しながら、連携して問題解決に取り組んでいきたい。

委員）
消費者庁から貸し出されている VR ゴーグルについて、大規模なパネル展だけでなく、コミュニティセンター、団体の学習会等への貸出しも考えているのか伺いたい。

事務局）
現時点では、そのような利用についての具体的な話はない。今後の課題として検討したい。

委員）
スーパーマーケットやドラッグストア等の一角で、一般の買い物客を対象とした啓発イベントやキャンペーンを実施してはどうか。

事務局）
　特殊詐欺等については、広報啓発を兼ねたキャンペーンを警察と連携して実施している。昨年度には、特殊詐欺に係る警報を発令した際に、スーパーマーケットの入口付近で広報活動を実施した実績もある。今年度についても、状況を見ながら、警察とも相談して同様のキャンペーンを実施できるか検討していきたい。

委員）
　令和６年における特殊詐欺の人口当たりの被害総額について、香川県はワースト２位だったと思う。事務局からの説明の中で、令和７年度は増加したとの報告があったが、実績はどうなっているのか。また、被害額が多い要因についても伺いたい。

事務局）
　令和７年度の実績については、現時点で資料がないため、後日報告したい。被害額が多い要因についてはまだ分析ができていないので、今後、警察とも連携して取り組んでいきたい。

【特殊詐欺等実績】
　令和８年４月に公表された 100 の指標からみた香川によると、令和６年の人口 10 万人当たり特殊詐欺等被害総額で、香川県はワースト２位（320,864 千円）であった。
　また、令和７年の人口 10 万人当たり特殊詐欺等被害総額を現在公表されている数値により算出した暫定値によると、香川県はワースト３位（413,804 千円）※であった。
※暫定値の算出に使用したデータは次のとおり。
　分子）令和７年被害総額
　　出典：警察庁ホームページ「SOS47　特殊詐欺対策ページ　令和７年中の情勢」
　　https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/circumstances/statistics/
　　（令和８年８月 17 日）
　分母）令和７年１月１日人口
　　出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（e-Stat より）

委員）
　大学で実施した啓発事業について、教職を目指している学生にとって、消費者トラブルの事例や対策に関する実践的な情報は非常に勉強になった。感謝している。今年度の実施計画として、私の担当で、教養科目「責任ある暮らしと消費」という授業を立ち上げる予定である。全７回のうち４回は、県の消費生活センターの職員に協力いただき、共同で実践的な授業を実施したいと考えている。

委員）
　消費者教育推進計画は、２のみが対象なのか。

事務局）
　そのとおり。

委員）
　消費者教育を通じて目指しているものは何か。

事務局）
　自立した消費者の育成であり、これには２つの意味がある。自立した消費者とは、自分で判断、つまり合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わないだけでなく、自らの消費行動が社会にどのような影響を及ぼすのかを理解し、適切な消費行動をとることができる消費者を指す。具体的には、安ければ安いほどいいというのではなく、環境にやさしいものを買ったり、食品ロスを減らすことを考えたりするということになる。

委員）
　大学の講義で複数回実施している消費者啓発リレー講座について、どのような内容なのか、詳しく伺いたい。

事務局）
　近年、どのような消費者問題が生じているのかについて説明しているほか、警察職員を講師として招き、サイバー犯罪について説明していただいている。また、日本銀行の職員から経済動向について説明していただいたり、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の職員からマネープラン等について説明していただいたりしている。他にも消費者施策や製品安全について、講義をしている。そういった知識を取り込み、自分達の生活に役立てていただければと考えている。

事務局）
　補足すると、岩井委員からも、消費者保護の観点から法律について解説していただいている。感謝申し上げる。

会長）
　香川大学では、全学共通科目として、「生命保険を考える」、「損害保険を考える」という講義も開講しており、これも一種の消費者教育である。

議題（２）
　資料２に基づき事務局から説明

会長）
　先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員）
　先日、私のところにも郵便局を騙る電話があった。音声ガイダンスによる電話で、荷物が届いていることを知らせる内容だった。電気料金についてもよく電話がある。その時には引っかからなかったが、荷物が届いているという連絡等、本当に、と思ってしまうこともあり、そういった時に引っかかってしまうのではないか。

事務局）
　最近、郵便局を騙り、荷物が届いていると伝える連絡を受けたという相談が増加している。すぐに電話を切り、電話等で個人情報を絶対に伝えないようお願いしている。

委員）
　認知症等により判断力が低下している人が詐欺被害に遭った場合、どのような対応になるのか。

事務局）
判断力が低下している人が締結した契約については、契約を解除できる場合がある。消費生活センターから事業者に連絡し、契約の解除や、定期購入における初回購入以降の契約解除等のあっせんを行っている。加えて、地域包括支援センターや身近な人との連携を図っている。

委員）
若者にとって「消費生活センター」という名称は堅く、相談しにくさにつながるおそれがある。そのため、より相談しやすい名称を検討する必要がある。また、若者への情報発信に Instagram を活用してはどうか。

事務局）
名称の変更については困難なところもある。現在も、若者向けの情報発信として消費者ホットライン 188（いやや）の周知等を香川大学等でポップな動画を使って行っているが、今後は、より若者に届きやすい情報発信に努めたい。Instagram については、写真等による情報発信が中心となるため、相談事例の紹介等に効果的に活用できる方法を検討していきたい。

議題（３）
資料３に基づき事務局から説明

会長）
先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員）
どういう体系かはよく分かった。ゆくゆく計画を見直すと思うが、実績がすべてアウトプットの指標となっている。どのような事業を実施し、どのような効果が得られているのか。また、その結果、現状がどのようになっているのかを、まず説明していただきたい。その上で、それぞれの事業がどのような役割を果たしているのかについても、ゆくゆくは、詳しく説明していただきたい。

事務局）
令和４年度に計画を策定する際には、県政世論調査を実施し、消費者教育がどの程度浸透しているのか、その効果を検証していた。しかし、毎年しているものではないため、今後、どのような方法で効果を検証できるのかについて、検討していきたい。

委員）
消費者団体は人数が減っており、高齢化が進んでいるが、様々な取組みがされていて安心した。

委員）
現在は、メールマガジンの登録者数や開封率、SNS のインプレッション数等、数値で把握できることが増えている。そういったものを活用して効果測定を行っていけばよいのではないか。

事務局）
それらをどれくらい追えるのかを含め、今後、効果測定の方法を検討していきたい。

会長）
　効果測定をして、弱いところに力を入れつつ、かといって取組みを弱めると、今度はそこが弱くなるということもある。難しいところだが１つ１つ考えてほしい。

委員）
　被害に遭ったにもかかわらず、何もできない人や、相談できない人もいると思う。相談件数として把握されているものだけでなく、表面化していない被害も多くあると考えられる。そのような被害についても、警察等と連携しながら把握していただきたい。

事務局）
　おっしゃるとおり、特殊詐欺等は、警察から事案について聞くことも多い。また、特殊詐欺以外に点検商法等の悪質商法もあり、事業者への指導等広報以外の対策も含め、警察との連携を図っていきたい。

委員）
　以前、パソコンを通じた詐欺被害に遭った方が、手続きが面倒だと聞き、被害届を提出せずに帰ってきたことを思い出した。このように、被害に遭っても被害届を出していない事例もあると思う。そういった事例を拾うべき。

事務局）
　警察から実際の流れ等、現状をまた教えていただきながら連携をして取り組んでいきたい。

委員）
　詐欺にあってしまうと、まずお金は返ってこない。今回の審議会を通じて、今後、大学等で講義を行う際には、詐欺被害の防止という観点も取り入れていきたいと思った。

会長）
　現在の講座は継続していただきたいが、法律を学ぶ法学部以外の学部の方が実は大事ではないかと思う。大学ごとの被害件数を把握できれば、消費者教育に関する課題の解決につながるのではないかと思う。

事務局）
　相談を受け付ける際に、相談者に大学名を尋ねることには難しい面もあるため、その点は理解いただきたい。
　被害が多い大学の把握は難しいが、特殊詐欺等の被害防止のための出前講座については、大学全般に対して、今後、声をかけていきたい。

議題（４）
　資料４に基づき事務局から報告

会長）
　先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員）
　３年間延ばして、国の新方針を見て、次の計画を作ればよいと思う。ただし、社会情勢は変化していくため、今回単に３年間延長するのではなく、特殊詐欺や高齢者問題等、重点的に取り組むべき課題を明確にした上で、計画を延長・改定していくのがいいのかなと思う。

会長）
　そういったことができるのか教えていただきたい。

事務局）
　計画でも社会情勢等を踏まえ、必要に応じ、審議会の意見を伺いながら修正等をおこなうとしているところである。
　重点を入れるのか、今の体系に組み込んでいくのかは、議論の余地があるが、変更することは可能である。重点を作るのであれば、何を重点に入れるかという議論も必要になるため、事務局案を示しながら議論していただくことになるかと思う。

委員）
　国の基本方針を県の計画に反映させる場合、国の基本方針は何月頃に示され、県の計画には最短で何月頃に反映できるのか。

事務局）
　現行の国の基本方針については、10 月 28 日に実際に形となった方針案の審議が行われ、その後、しばらくしてそれが公表されている。県の計画に反映させるには、国の方針案が入手出来てから一定の期間が必要になる。また、方針案が示された後に、審議やパブリック・コメントを踏まえて見直しが行われるため、最終案が示された段階で、県の計画についても見直しをして、皆様の御意見をいただきたい。

委員）
　国の方針が 10 月に示された場合、翌年に次期計画について審議するという理解でよいか。

事務局）
　仮に計画の策定を国より１年遅らせる場合は、国の方針が確定してから、本格的な議論に入れるかと思う。

委員）
　後から修正が入る可能性があるとの説明があったが、具体的にはどういうことか。

事務局）
　前回は、国の方針が３月 28 日に確定し、４月１日から計画期間が始まるというスケジュールで進められた。国の方針と同じ計画期間とするのであれば、国の会議やパブリック・コメントと並行して県でも議論を進めることになるが、仮に県の計画を１年遅らせる場合は、国の計画が３月 28 日に確定した後、その翌年度の１年間をかけて県の計画を策定していく形になると考えている。

委員）
　県が進めやすい方法で実施していただきたい。１年遅らせた方が、無理なく、より充実した計

画を策定できるのではないか。

委員）
　国の方針に合わせる場合、計画期間については３年遅らせることになるのか。

事務局）
　県の計画の策定を国の方針より１年遅らせる場合、現在の計画を３年延長し、13 年度から新しい計画となる。

委員）
　国の方針と県の計画に大きな違いはあるのか。

事務局）
　国の方針がまったく反映されていないわけではないが、基本的には県の計画はこの形でいこうと決めて、そのまま進めたという形。齟齬というわけではないが、国の方針には記載されているが、県の計画では触れられていないという箇所はあると考えている。

委員）
　国の基本方針が現行計画に反映されていない部分については、計画を延長する際に盛り込むのか。

事務局）
　延長の際、どういった見直しを行うかについては、今後、委員の意見を伺いながら案を作成していきたい。

委員）
　計画の策定期間の調整は今回だけの対応になるのか。それとも、今後も１年遅れて策定する形になるのか。

事務局）
　前回策定時は、第１回審議会において、計画期間について議題にあげており、今後も、策定の際には、はじめに期間についても意見を伺う予定である。今回は、計画を延長するという特殊な対応であるため、あらかじめ意見を伺った。ただし、今後の国の基本方針は対象期間が５年間となると考えられるため、今の方針どおりであれば、県の計画も５年間にするという提案をまずはさせていただくことになると思う。

会長）
　では、審議会としては、現行計画を見直しのうえ３年延長し、その後、国の次期方針を踏まえて次期計画を作るのが適当ということでよいか。

了承。（拍手）

事務局）
　計画の延長については、今いただいた御意見を踏まえて、来年度こうするということも含めて、

県の方針をまとめた案を改めて、１月までにはお示ししたい。

会長）
　その他に何もないようであれば、以上で審議を終了し、本日いただいた意見をふまえ、今後も引き続き消費者教育の施策を積極的に進めていただきたい。

事務局）
　以上をもって、令和８年度香川県消費生活審議会を閉会とする。